

地方独立行政法人岩手県工業技術センター依頼試験等規則

制定 平成18年4月1日
最終改正 令和7年3月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人岩手県工業技術センター定款第16条の規定に基づき、地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）が依頼を受けて実施する試験、分析、加工、デザイン設計、情報検索等（以下「依頼試験等」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

(依頼試験等の申込み)

第2条 法人に依頼試験等の実施を依頼しようとする者（以下「申込者」という。）は、依頼試験等申込書（様式）（以下「試験等申込書」という。）に依頼試験等の対象となる試料等を添えて、法人の理事長に提出するものとする。

2 理事長は、原則として、次条に定める事前相談（電話、メール等による相談を含む。）を終了した申込み以外は、これを受理しない。

(申込み前の事前相談)

第3条 申込者は、前条の申込みにあたっては、あらかじめ法人において当該依頼試験等を担当する研究員（以下「担当研究員」という。）に、依頼しようとする依頼試験等の内容を相談し、申込みに必要な事項について担当研究員の確認を受けなければならない。

2 担当研究員は、相談を受けた依頼試験等の内容に基づき、申込者と協議した上で、申込みに関する次に掲げる事項を決定するものとする。

- (1) 当該依頼試験等の実施に必要な試験等の区分、種別、数量及び成績書交付の要否
- (2) 第7条に規定する成績書の交付又は試験分析結果の引渡し等の見込み（急を要するものとして期日を指定された場合にあつては予定する期日（以下「指定期日」という。）
- (3) 手数料の金額

3 担当研究員は、申込者からの求めに応じて見積書を作成するとき、及び指定期日を決定するとき、担当部長の決裁を得るものとする。

4 担当研究員は、前2項の決定事項について申込者に説明の上、申込者が当該内容による依頼を希望したときは、第2条に規定する試験等申込書に第2項各号（同項第2号の交付等見込みを除く。）の決定事項を記載するとともに、申込者に確認の上、記名・押印するものとする。

(依頼試験等の区分及び種別)

第4条 法人が行う依頼試験等の区分及び種別は、別表の区分及び種別の欄に掲げるとおりとする。

(依頼試験等の実施)

第5条 理事長は、第2条に規定する試験等申込書を受理したときは、依頼試験等を実施するものとする。

(受入れの拒否)

第6条 理事長は、申込者が下記の事項に該当することが判明した場合、試験等申込書を受理しないこととする。

- (1) 試験目的等が国内法令等に抵触するおそれがある場合
- (2) 申込者が岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者である場合
- (3) その他理事長が依頼試験等の受入れを不適切又は不可能と判断した場合

(成績書の交付等)

第7条 理事長は、依頼試験等が終了したときは、申込者に対し、試験又は分析の結果にあつては、当該試験又は分析の結果を記載した成績書又はデータ文書等を交付し、加工、デザイン設計又は情報検索にあつては、加工品、制作したデザイン又は検索結果を引渡すものとする。

- 2 データ文書等を交付した後に、申込者から成績書の交付の申し出があった場合は、当該データ文書等交付の日から1か月を限度として成績書を交付することとする。
- 3 成績書を交付した後に、申込者から成績書の副本の交付の申し出があった場合は、当該成績書交付の日から5年を限度として副本を交付することとする。

(手数料)

第8条 申込者は、第2条に規定する申込みの際、別表に規定する手数料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、同項に規定する手数料を、依頼試験等終了後に納付することができる。

(手数料の減免)

第9条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 法人が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う法人その他の団体が、その事務又は事業のために依頼するとき。
 - (2) 指定された期日までに成績書又はデータ文書等を交付できなかったとき。
 - (3) その他理事長が公益上特別の理由があると認めるとき。
- 2 前項に規定する手数料の減免を受けようとする者は、第2条第1項に規定する申込みの際、同項に規定する試験等申込書に必要事項を記載しなければならない。

(手数料の不還付)

第10条 既納の手料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 法人の都合により依頼試験等の全部若しくは一部を実施できなかったとき、又は指定された期日までに成績書を交付できなかったとき。
 - (2) その他理事長が特別の理由があると認めるとき。
- 2 前項の規定により、手数料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、還付を希望する旨を理事長に申し出るものとする。

(受付時間)

第11条 依頼試験等の受付時間は、次に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時（申込者から特に希望があったときは午後7時）までの間とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 第2条の申込みをしようとする者から、あらかじめ前項に規定する受付時間以外に申込みの希望があり、理事長がこれを適当と認めたときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する受付時間以外の時間において受け付けることができる。

(試験品等の返還)

第12条 依頼試験等が終了した後、試験品等は申込者に返還することとし、返還に要する費用は申込者負担とする。ただし、試験の性質等により返還できないものは例外とする。

(免責)

第13条 次の事項に該当する損害については、法人は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 試験の結果を利用することにより生じた損害。ただし、法人の試験方法若しくは結果報告の内容に重大な瑕疵があったと認められる場合は、申込者と協議の上対応することとする。
- (2) 法人に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、試験により依頼品が破損・故障した場合の損害
- (3) 停電、機器の故障などにより依頼試験等が実施できないときは、可能になった時点で実施することとするが、実施できなかったことによる損害

(補則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年5月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年11月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。